国民年金基金連合会　厚生労働省 iDeCo+

中小事業主掛金額変更・削除届

連合会用　拠

厚生労働省用

登録事業所番号	登録事業所名称
0011111111	フリガナ　カ）　ネンキンショクヒン (株)　年　金　食　品

変更区分	基礎年金番号 氏名	年	納付月	変更前の納付金額（千円単位） 1月(12月分)	2月(1月分)	3月(2月分)	4月(3月分)	5月(4月分)	6月(5月分)	7月(6月分)	8月(7月分)	9月(8月分)	10月(9月分)	11月(10月分)	12月(11月分)	変更後の納付金額（千円単位） 1月(12月分)	2月(1月分)	3月(2月分)	4月(3月分)	5月(4月分)	6月(5月分)	7月(6月分)	8月(7月分)	9月(8月分)	10月(9月分)	11月(10月分)	12月(11月分)
額変更	1111-222222	当年	令和1年						3	3	3	3	3	3	3											5	5
削除	年金　一郎	翌年以降	令和2年以降	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
額変更	3333-444444	当年	（1人目と同年）						3	3	3	3	3	3	3											5	5
削除	年金　花子	翌年以降	（1人目と同年）	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
額変更	5555-666666	当年	（1人目と同年）																								
削除	拠出　太郎	翌年以降	（1人目と同年）																								
額変更	-	当年	（1人目と同年）																								
削除		翌年以降	（1人目と同年）																								
額変更	-	当年	（1人目と同年）																								
削除		翌年以降	（1人目と同年）																								

※退職したことにより、加入者掛金を拠出しないこととなった者がいる場合、この書類のほかに「退職者に係る掛金引落停止依頼書」を提出してください。
この書類で中小事業主掛金の拠出を取り止めることはできますが、加入者掛金の拠出を停止することはできません。

連合会	9:令和　年　月　日	厚生労働省